平成２７年度　第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　**会議の名称**　平成２７年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　**開 催 日 時**　平成２８年３月２２日（火）午後３時から午後４時３７分

３　**開 催 場 所**　千葉市議会棟　３階　第３委員会室

４　**出　席　者【委員】**

中澤潤委員（専門分科会長）、岩井雅夫委員、池田孝子委員、大場隆委員、
小野満佐子委員、細野雅子委員、山﨑淳一委員、上妻陽子委員、
重田清江委員、清水幸子委員、中溝明子委員、畠山一雄委員、
濱野昌彦委員、日暮規夫委員、藤澤俊一委員

【事務局】

石井こども未来局長、松浦こども未来部長、始関こども企画課長、
佐々木保育支援課長、秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長、
大町こども家庭支援課長、山口児童相談所長補佐、
伊藤児童相談所相談・虐待対策担当課長、藤田健全育成課長、若菜保育運営課長、
岡崎保育運営課職員担当課長、中谷保育運営課保育所指導担当課長、
鈴木こども企画課課長補佐

５　**議題及び報告事項**

議題　（１）保育士配置要件緩和に係る条例改正について
（２）里親認定の適否について

報告事項　（１）平成 28 年度こども未来局主な新規・拡充施策について
（２）平成 27 年度設置認可部会の開催状況について
（３）千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例について
（４）里親の更新について
（５）平成 27 年度処遇検討部会の開催状況について

６　議事の概要

議題

（１）保育士配置要件緩和に係る条例改正について

事務局から、保育士配置要件緩和に係る条例改正についての説明があり、質問・意見が示され、事務局案のとおり決定した。

（２）里親認定の適否について【非公開】

事務局から、４件の里親候補者について説明があり、審議の結果、「適格」として答申することを決定した。

報告事項

（１）平成 28 年度こども未来局主な新規・拡充施策について

事務局から、平成 28 年度こども未来局主な新規・拡充施策について報告があり、了承された。

（２）平成 27 年度設置認可部会の開催状況について

事務局から、平成 27 年度設置認可部会の開催状況について報告があり、了承された。

（３）千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例について

事務局から、千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例について報告があり、了承された。

（４）里親の更新について【非公開】

事務局から、里親の更新について報告があり、了承された。

（５）平成 27 年度処遇検討部会の開催状況について【非公開】

事務局から、平成 27 年度処遇検討部会の開催状況について報告があり、了承された。

7　会議の経過

鈴木補佐：　それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから、平成27年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

次第、座席表、日程調整表、参考資料１「平成28年度こども未来局主な新規・拡充施策」、資料２－１「里親制度について」、資料２－２「里親認定の適否について」、資料５「里親の更新について」、資料６「平成27年度処遇検討部会の開催状況について」、以上の資料を配付してございます。次第につきましては、報告事項に追加がございましたので、本日お配りしたものに差しかえていただきますようお願いいたします。また、委員名簿、資料１－１、資料１－２、資料３、資料４につきましては、事前に送付させていただいておりますので、そちらをご覧ください。皆さん、ございますでしょうか。不足等がございましたら事務局までお申しつけください。

なお、資料２－１、資料２－２、資料５、資料６、里親関係の資料ですけれども、こちらにつきましては、個人情報を保護する観点から、会議終了後、回収させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

当会議の公開及び議事録の公表についてでございますが、議題（２）「里親認定の適否について」、報告事項（４）「里親の更新について」、報告事項（５）「平成27年度処遇検討部会の開催状況について」に関しましては、非公開とさせていただきます。

続きまして、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、委員20名のうち15名の方にご出席いただいております。このため、当分科会は過半数に達しておりますので、当会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、公認会計士の大川委員、千葉市医師会の木村委員と今田委員、植草学園短期大学の佐藤委員、小中学校長学校運営協議会の田中委員、以上５名の方からご欠席の旨ご連絡をいただいておりますので、報告いたします。

それでは、まず初めに、こども未来局長の石井より、ご挨拶を申し上げます。

石井局長：　改めまして、皆さんこんにちは。石井でございます。本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

天気も寒くなったり暑くなったり、三寒四温とよく言いますけれども、実は、三寒四温は冬に使うのが本当らしいのですけれども、我々は昔からこの時期に三寒四温と言っています。風邪あるいはインフルエンザがはやっていますので、どうぞ、体調に気をつけていただければと思います。

さて、本日ここにありますとおり、議題が２つ、保育士配置要件緩和、それから里親認定がありますけれども、特に保育士につきましては、保育士の確保という面で、今、与党・野党なく、国のほうではいろいろ問題が急浮上しているような状況でございます。これは本当に千葉市におきましてもまさしくそのとおりで、近隣の船橋市、市川市、浦安市が、保育士確保に向けて、金銭的な策も含めましていろいろな手法をとってきております。我々につきましては、規模が大き過ぎるということもあって、なかなかその３市と同じようなやり方というのは難しいのですけれども、いずれやらざるを得ない時期が来るのかなと思っております。

さて、個人的な話で申し訳ないですけれども、実は私もこの３月末日をもちまして千葉市役所退職という形になります。こども未来局の前身の課にいましたけれども、６年ぐらい間をあけて戻ってきまして、最後に保育あるいは里親関係の業務をやってきたわけです。我々こども未来局の職員にとっては、ある意味、毎日毎日が戦争みたいな状況で仕事をやってきて、非常に大変な局だと思っております。

そうした中で、皆様方に貴重なご意見をいただきながら、こども未来行政、着実に運営できているのではないかなと思います。今後につきましても、皆様方の忌憚のないご意見、お話を頂戴しながら、千葉市が、子どもにとって住みやすいまち、そして、父親、母親が住みたいまちになるように、頑張っていってくれると私は確信しております。

それでは、本日もどうぞ活発なご議論をいただきまして、こども未来行政を全面的に支えていただければと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

鈴木補佐：　これより議事に入らせていただきます。中澤会長、よろしくお願いいたします。

議題　（１）保育士配置要件緩和に係る条例改正について

中澤会長：　それでは、よろしくお願いいたします。

早速ですが、議題（１）の保育士配置要件緩和に係る条例改正についてに入りたいと思います。事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

若菜課長：　保育運営課の若菜でございます。私から、保育士配置要件緩和に係る条例改正についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

お手元に資料１－１と資料１－２をご用意ください。よろしいでしょうか。

まず、資料１－１、Ａ４判の縦のものでございます。１の「条例改正の趣旨」でございますが、国では、待機児童対策として全国的に保育の受け皿の拡大を進めている状況下において、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっていることを受けまして、保育士業務の要件を一定程度緩和することにより保育の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、緊急的・時限的な対応として関係省令が改正され、この４月から施行予定となっております。

一方、千葉市におきましても待機児童対策として計画的な保育所整備を進めておりますが、千葉県における保育士の有効求人倍率は、昨年度の 1.31 倍から、今年度は 2.11 倍と大幅に上がっております。保育園からも人材の確保が困難になっているとの声が上がっているところでございまして、国に準じて保育士の配置要件を緩和するため条例を改正し、保育現場の負担軽減を図るものでございます。

２の「要件緩和の概要」ですが、国と同様に、表に記載のとおり３つの内容となっております。

（１）は、朝夕等の保育士配置の要件の弾力化です。現在の条例では保育士を最低２人配置しなければならないと規定しておりますが、配置基準上必要となる保育士の数が２人を下回っており、朝や夕方などの時間帯で施設を利用している児童が少数である場合に限りまして、保育士の配置を１人とすることができることとし、当該保育士に加えて、保育士の資格を有していない一定の者を配置すればよいというものでございます。

（２）は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を活用する要件緩和策でございます。配置基準上必要となる保育士の数の算定については、小学校教諭など、

普通免許状を持っている者を保育士とみなすことができるとするものです。

（３）は、研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化です。各保育所等の施設において、利用定員の総数、お預かりする児童の総数に応じて配置しなければならない職員の数は決まっておりますが、その数を超えて必要となる職員については、（１）でも説明したとおり、保育士の資格を有していない一定の者を保育士としてみなすことができるとするものでございます。

これら３つの要件緩和の内容について、もう少し詳しくご説明いたしますので、次の資料１－２、Ａ３の横の資料をご覧ください。よろしいでしょうか。

左のページでございますが、保育所、小規模保育事業所Ａ型、保育所型事業所内保育事業所、各類型の認定こども園において、要件緩和の考え方はほぼ共通なため、千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を例としております。条例第４６条第２項を枠囲いで抜粋しておりますが、ここでは、乳児、０歳児ですけれども、３：１以上、１～２歳児は５：１以上、３歳児は 20：１以上、４歳児以上は 30：１以上など、児童の年齢に応じて配置すべき保育士の数を規定しておりますが、最後のただし書きに、「ただし、各保育所につき２人を下ることはできない」としております。

要件緩和の１つ目の朝夕等の保育士配置の要件弾力化でございますが、この条例の規定があるため、現行では、利用児童が少数である時間帯であっても、常に保育士２人を配置する必要がございます。これを、利用児童が少数である時間帯に限り、保育士１人及び、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者１人の配置で対応することを認めるものでございます。

イメージ図にあるとおり、この特例措置の適用により、日中のコアタイム、９時から 18 時ですけれども、保育士を集中的に配置できることとなります。

なお、市長が認める者については、一番下の段で枠囲いしております中に記載のとおり、①保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、②子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者、③家庭的保育者など、質の確保の観点から、適切な対応が可能な者に限ることとしております。

右の２ページ目に移っていただきますと、要件緩和の２つ目の幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用ですが、この３つの免許状を持っていれば一定

の範囲内で保育士にかえて活用できることとしています。専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については３歳以上児、小学校教諭については５歳児を中心に保育することが望ましいこととし、また、養護教諭については、現行の看護師等の取り扱いと同様に、年齢要件を設けないことといたします。

利用定員 120 人で年齢別の内訳は記載のとおりの架空の保育園の例により説明いたしますと、現行の基準では、利用定員の総数に応じて配置しなければならない保育士の数は、このケースでいきますと 14 人になり、実際その日に配置する職員を 18 人とした場合、保育士 17 人、看護師１人が必要となります。これが条例改正後に特例措置を適用する場合には、矢印の右側でございますが、実際に配置する職員 18 人のうち、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭をそれぞれ１人ずつ配置することで、保育士は 14 人で足りる状況となるという例でございます。

次に、中段の要件緩和の３つ目の研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化でございますが、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えて必要となる職員について、先ほど、朝夕の要件緩和で触れましたように、左側の１ページ目の下の囲みの部分の市長が認める者を保育士とみなすことができるものとしております。

同じ架空の保育園の例によりますと、現行の基準は、上の２と同様で、条例改正後の特例措置を適用する場合は、実際に配置する職員 18 人のうち、市長が認める者を４人配置することで、保育士は 13 人で足りる状況になるという例でございます。

なお、注意していただく点は、このページの一番下の米印のところに記載しておりますが、この２つを適用するときには、保育士資格を有する者を各時間帯において必要となる保育士の数の３分の２以上置かなければならないこととしている点でございます。

資料の裏面をご覧ください。子育て支援員研修についてですが、要件緩和に係る研修実施案は表のとおりでございます。幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭については、子育て支援員研修の地域型保育コースの研修を勤務後１年以内に受講していただくことになります。市長が認める者の場合は、当該施設で十分な業務経験を有する者については幼稚園教諭と同様でございますが、未経験

者の場合については勤務前に受講していただくことになります。なお、家庭的保育者については、既に同様の研修を受講しているため、研修受講の必要はないものといたします。

申し訳ございませんが、もとの資料１－１にお戻りいただきます。３の「改正が必要となる条例及び対象施設」でございますが、保育所や認定こども園など、基準となる条例がそれぞれ異なっておりますので、表に記載の４つの基準を定める条例の改正が必要となるものでございます。

最後に４の「スケジュール」ですが、来月の４月１日から１カ月間、パブリックコメント手続により意見募集を実施いたしまして、平成 28 年第２回定例会に条例改正案を上程する予定でございます。

説明は以上でございます。

ありがとうございます。

中澤会長：　ただいまの説明について、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

お願いします。

中溝委員：　中溝です。１点お伺いしたいことがありまして、子育て支援員研修の地域型保育という研修を受講するということが書いてあったのですが、この研修というのはどういった内容になるのか、簡単にご説明いただけないでしょうか。

中谷担当課長：　具体的には、児童の発達のことですとか、それから保護者への対応のことですとか、子どもにかかわる保育士に必要となる項目が組まれている研修でございます。

中溝委員：　ありがとうございます。

では、その上で一点意見ですけれども、近くの学童でも保育士ではない方が多数入って保育をしてくださっています。保育士の先生だと、当然、ベースになる理屈というか、発達というものが頭に入っているので、保護者との話も結構スムーズだったり、こんな言葉かけはまずいよねというところもスムーズにいきますけれども、そうではない先生だと、そこがなかなか難しくて、個人の成育歴によった養育観に基づく子どもとのかかわりみたいなものに偏っているなということを私はとても感じています。もちろん、保育士さんでも、それぞれの成育歴からの養育観にぶれはあるのでしょうけれども、資格を持っていない先生については、そこの傾向が強いなと感じておるところです。

ですので、この研修はとても大事になるだろうと思っておりまして、ぜひ、

トラブルが起きたときの対処方法、子どもが先生の言うことを聞いているときは問題ないんです。大体、問題は、言うことを聞かない、じゃあ、どうするのかというところでストレスがかかったり、あと、子ども同士の間でトラブルが起きたときに先生がどう介入するのかという、そういうときにどんな言葉かけをするのかというところで、すごく子どもたちが気持ちよく、これはいいことなのか悪いことなのかと判断できるようになるのか、それとも反発を覚えてしまうのか、傷つくのか、すごく大きいなというふうに感じています。

こういった研修などでは、よく権利擁護のところで、こういう言葉かけはだめですよという、だめな禁止用語がいっぱい書かれていますが、どういう言葉かけがいいのかという例を私は余り見かけたことがないんです。研修もそんなにやっていないんですけれども、いろんな保育の方や保護施設の方とお話ししても、皆さん、だめな言葉はよくご存じなんです。でも、どういう言葉かけが子どもたちに力を与えるのか、自分たちで問題解決の力を育てていけるのかみたいなところは、議論にはなっているのでしょうけれども、余りマニュアル化されていないというか、研修などで浸透しない部分のように私は思っています。ぜひ、子どもたちが言うことを聞かないときに、どんなふうに言葉かけをしたらいいか、具体的なところまでやっていただけると、保護者のほうとしてもすごく安心していられるのではないかなと思っております。

個人的な意見なので、多くの方はそうじゃないよと、私がたまたまそういう人を見てしまったというだけなのかもしれませんが、一つの意見として、ぜひご考慮いただければと思います。

中澤会長：　よろしいでしょうか。

山﨑委員：　今のに関連してくるかもしれないですけれども、先ほど局長が話した中に、多分、周りの市町村の職員の処遇のことでいろいろ話があったと思います。こういうことは子どもの処遇のためには非常にいいことだと思うのですが、現実問題として、例えば、就職したいという人が来て、いろいろ話をしてみると、「じゃあ、船橋へ行く」と言うんですね。なぜと聞くと給料が３万円近く違うんです。現実に船橋市は、それだけの手当を市単独で補助しているんです。したがって、国はこれぐらいにしなさいよと言いながらも、それよりもプラスに行ってしまっているものですから、ほとんど来ないのが現状だということで、私のほうに４件ぐらい問い合わせがありました。

いずれにしろ千葉市もこのままではいけないので、とにかく、職員処遇と今言った保育の質というのは、絶対、車の両輪のごとくだと思いますので、局長の挨拶にあった規模の違いということで片づけるのではなくて、何か方策があるのではないかと思います。その辺のことをひとつお願いしたいと同時に、今言った保育の定数の問題は非常にせっぱ詰まった問題です。今、中溝委員が言われた質の問題というのは、やはり、これから大いに、制度を設けるという言い方はおかしいんですけれども、まだまだ我々は検証が足りないなと。これからますます保育所・保育園が増えると、職員の質の問題というのがこれからかなりクローズアップされてくると思います。養成校と連絡をとりながら、いろいろなことをやっているのですけれども、なかなか追いついていかないというのが現状ではないかなと思っています。

一点だけ、数のことを聞きたいのですけれども、看護師さんと養護教諭は同等に扱えるとここに書いてあるのですが、今まで、看護師さんというのは０歳児の職員定数に入っていたわけですよね。０歳児以外には職員定数に入らないと私は思っていたのですけれども、養護教諭が１歳児から５歳児まで持つと職員定数に入るんですか。あるいは看護師さんが入る。そういう文面になっているような気がしてしようがないんです。専門的になってしまって申し訳ないですけれども、以上を質問したいと思います。

中澤会長：　２つ続きましたので、まず最初に職員研修のことについてのお答えと、それから今の養護教諭の扱いについて、それぞれお答えいただければと思います。

中谷担当課長：　まず、研修の必要性についてですが、今年度も認可外保育施設を含めまして、課で主催する研修には参加を促していくような形をとっておりまして、来年度も引き続き研修は充実をしていきたいと考えております。

若菜課長：　看護師につきましては、０歳を見るということで、委員おっしゃるとおりでございまして、国から示されております養護教諭の扱いについては、この記載のとおりのものになっておりまして、年齢制限を設けないというふうな記載になっております。

山﨑委員：　定数に入るんですか。とどのつまり、定数に入ってくるんですか。最低基準に触れてきますよね。

若菜課長：　定数に入ります。

山﨑委員：　入れても、看護師も一緒の扱いですか。今まで、看護師は入っていませんよ

ね、最低基準には。扱いが全然違ってしまうんです。

若菜課長：　同等ではございません。違います。

山﨑委員：　違いますよね。それだけ確認しておかないと。定数に入るのか入らないのかとか、いろんな問題が出てくるものですから。

たまたま、教員の方に聞いたら、「４歳児、５歳児の教育って、大学のときから受けたことがない」って言うんですよ。「一からやり直しだな」なんていう話をしたことがあるんですけど、当然、そこの違いもここに出てくるだろうなと思いつつ、ちょっと心配なことは心配です。以上です。

畠山委員：　研修のところについて、２番の幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用というところでお聞きしますけれども、研修はできるだけやったほうがいいですが、義務づけするというよりも、例えば、幼稚園教諭については３歳以上児と書いてあって、研修を義務づけなくても、設置者が必要に応じてやればいいのではないかと思います。それから、小学校の教諭についても、「望ましいこととしています」というから、５歳児を担当させた場合には研修を義務づけなくてもいいのではないか。どの程度の研修をやるかというのが分かりませんけれども、これを義務づけてやると、例えば、年間で１週間するのか10日するのか２日やるのか、この辺のところは目に見えていないのですけれども、その間、また代替職員を用意しなければいけないということもあるので、こういう望ましいことで義務づけるのであれば、幼稚園教諭が３歳児を担当した場合、小学校教諭が５歳児以上を担当した場合には研修を義務づけなくてもいいのではないかなと思いますが、いかがなものでしょうか。

それと、研修に要する時間帯は、採用する側から見たら、免許を持っていない人で子育てに関心を持っている人、できるだけそういう人を研修に呼んでもらって、こういった事業に参加してもらうような仕組みにしたほうがいいのではないかと思います。

中谷担当課長：　幼稚園の先生については、当然、３歳以上児の勉強はされているというふうに思うわけですが、小さいお子さんからの発達というものを知る必要があるだろうということで、一応必要ではないかというふうに考えたところです。

畠山委員：　だけど、ここには３歳以上児をやることが望ましいと書いてあるわけでしょう。だから、３歳以上を担当するのであれば、幼稚園の職員はそのままやってもいいのではないかなと。

中谷担当課長：　またその辺も検討したいと思いますが、一応、今のところ、そのように私たちとしては考えて、小さいときからの発達の流れがあって３歳以上児というような考えのもとに、今回、このように提示をさせていただいております。

畠山委員：　こだわるようですけれども、そうしたら、「望ましい」なんてここに書く必要はないわけで、研修を受けた人であれば、幼稚園の免許を持っていれば、こんな望ましいなんていうことは書く必要は全くないし、研修を受ければどこをやってもいいわけでしょう。制度をつくるのであれば、その辺のところはきちっとしておかないと、後で現場が混乱するのではないでしょうか。

中谷担当課長：　今のご意見をもとに、また検討させていただいて、明確にさせていただきたいと思います。

中澤会長：　ほかにはご意見ございませんでしょうか。

この研修は市のほうでおやりになるというふうな認識でよろしいですか。

中谷担当課長：　大学さんにも協力をいただいた中で、子育て支援員研修というものを、現在、年に２回行っています。時間数についてですが、基本研修は８科目８時間、それから、専門研修というのが共通の科目で 12 科目、これが 15 時間から 15.5 時間、それから、選択科目として６科目６時間から６時間半というふうに行っている状況でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

重田委員：　重田でございます。研修のことについて１点お聞きいたします。

先ほどから議論になっております囲い書きをしてある「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」の１と２、例えば１は、保育士資格は有しないが、当該施設で十分な業務を経験している方は支援員と認める。もう一つは、研修を受けた方も支援員と認める。この辺はどういった線引きがされるのかということが一つと、研修が終わった方と終わらない方とで処遇は同じなのかどうか、その辺、お聞きいたします。

中谷担当課長：　十分な施設での経験がある者というのは、現在、例えば、延長保育という時間帯におきまして、無資格者をお願いしている実情がございます。子どもさんへの接し方等は非常に力をつけている方も大勢いるということで、ただ、この方たちは、研修を全くしないというわけではなくて、理論的な部分については、やはり研修が必要だろうというふうに考えているということです。

あと処遇については変わることはないというふうに今のところ考えております。

中澤会長：　ありがとうございます。

ほかに。よろしいでしょうか。

しっかり研修をしていただかないと、保育の質が保てないということは大きな問題になってきますので、この辺は市のほうで頑張っていただければというふうに思います。

処遇の問題はありますけれども、横浜などはものすごい住宅手当を出したりしていますし、遅かれ早かれ、千葉市では、もしかしたら、なり手を見つけるだけでも精いっぱいになるかもしれないという不安があります。そういうところも今後の検討として考えていただければと思います。

幾つか大事なご指摘があったと思いますので、そこら辺を検討していただきながら、今度はパブリックコメントになるわけですよね。では、またそこら辺のご意見を伺いながら進めさせていただければと思います。

それでは、差し当たり、今日のところでは事務局案のとおりという形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり決定いたします。

報告事項　（１）平成 28 年度こども未来局主な新規・拡充施策について

中澤会長：　続きまして、非公開区分の議題（２）を飛ばさせていただきまして、先に報告事項（１）に入りたいと思います。

報告事項（１）平成 28 年度こども未来局主な新規・拡充施策について、事務局から説明をいただきたいと思います。お願いします。

松浦部長：　こども未来部、松浦でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

お手元にお配りしてございます参考資料１をご覧いただきたいと思います。先週末に第１回定例会が終わりまして、千葉市の当初予算案の議決がされまして、承認、成立いたしましたので、来年度のこども未来局の主な新規・拡充施策について簡単に私からご説明をさせていただきます。

この資料ですけれども、本市の「当初予算案のあらまし」という冊子のこども未来局の部分を抜粋したものでございますので、なかなかわかりにくい表現等もあるかと思いますが、ご了承いただきたいと存じます。

まず初めに、こども企画課の「こどもの参画推進」でございます。子どもの社会の一員としての自覚と自立を促し、子どもの参画によるまちづくりを実現するため、各種事業を実施するとともに、本市の取り組みを広く発信してまいります。４番目に書いてございます「(仮称) こども・若者日本サミット」という事業が来年の新規事業でございます。

続きまして、健全育成課の「子どもルーム整備・運営」でございます。就労などにより、昼間、家庭に保護者がいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供する子どもルームの整備・運営を行います。28 年度からは対象を小学校５年生まで拡大をいたします。

続いて、こども家庭支援課、児童相談所の部分になります。来年度、こども未来局は、社会的養護の充実ですとか子どもの貧困対策により重点的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、新規事業が大変多くなってございます。

まず１点目は「退所児童等アフターケア」です。社会的養護を必要とする児童の生活や自立を支援するために、施設などの退所前と退所後に、児童の生活や就業支援などを千葉県と共同で実施するものでございます。

続いて、「子どもの貧困対策計画策定」です。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、必要な施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策計画を策定いたします。

続いて、「ひとり親家庭の高卒資格取得支援」です。ひとり親家庭の親や子の自立を支援するため、高卒認定試験合格のための講座受講費用の一部を助成するものでございます。

続いて、「児童相談所管理運営」ですけれども、来年度は、虐待困難事例などへの対応と日常的な法的助言・指導を受けるために、新たに弁護士を配置いたしまして体制を強化するものでございます。先日も、国のほうで児童福祉法を改正するという動きがニュースで報道されたところですけれども、本市は、それに先駆ける形で、週３日の非常勤嘱託職員という形で弁護士の先生を雇用する予定でございます。

続いて２ページをお願いいたします。「ＤＶ防止対策」でございます。配偶者

からの暴力の防止及び被害者保護のために、ＤＶ予防啓発や被害者の相談支援などを行いますとともに、配偶者暴力相談支援センターの専門相談員の増員を行います。

続いて、「児童扶養手当支給」では、ひとり親家庭の生活の安定・自立を促進し、児童の福祉の促進を図るため、第２子以降の加算額を拡充するものでございます。

続いて、「母子家庭等就業促進給付金」です。こちらは、ひとり親家庭の生活の安定・自立を促進するため、父または母が教育訓練講座受講や資格取得のために養成機関で修業する場合の給付金の支給割合などの拡充を行うものです。

続いて、「里親委託の推進」です。家庭的養護を推進するため、ＮＰＯなどと協働し、里親登録数と里親等委託率の向上のため、普及啓発を行うとともに、里親支援関係団体の育成を行います。

次に、「母子父子寡婦福祉資金貸付」でございます。こちらは、母子家庭、父子家庭、寡婦家庭の経済的な自立を支援するために、修学資金などの貸し付けを行うものでございます。

３ページをお願いいたします。次は、保育支援課の事業が続きます。

まず初めに、「私立幼稚園等未就園児預かり事業補助」でございます。こちらは、こども未来局の来年度の目玉の一つでございまして、保育所などに在籍しない２歳児などが集団生活を経験する機会を拡大するとともに、専業主婦（夫）家庭などの育児負担を軽減するため、未就園児預かり事業への助成というものをモデル的に実施するものでございます。

次に、「子ども・子育て支援新制度給付対象施設の整備」でございます。こちらは、待機児童解消の継続をするために、民間保育園等の整備に係る費用の助成を行いまして、引き続き待機児童ゼロを目指していくというものでございます。この中で新規事業がございますのが、１番のところの幼稚園の認定こども園への移行、４番の事業所内保育事業の認可支援といたしまして、今までは大きな改修事業等にしか補助がなかったものですけれども、本市単独の事業といたしまして、小規模な改修などについて助成を行いまして、より一層、認定こども園への移行ですとか事業所内保育事業所の開所の促進を図ってまいりたいと思っております。

続いて、４ページをお願いいたします。「幼保小連携・接続推進」でございま

す。こちらも新規事業でございまして、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携・接続を強化いたしまして、子どもの発達や学びの連続性を確保するため、関係機関による検討会議を設置するものでございます。

続いて、「私立幼稚園就園奨励費補助」でございます。こちらは、幼児教育の無償化に向けた取り組みを推進するために国のほうで制度が改正されますので、それに合わせまして、多子世帯とひとり親世帯などの保護者負担額の軽減を拡充するものでございます。内容といたしましては、おおよそ、世帯の年収が低いご家庭の多子世帯ですと、今まで、幼稚園ですと、小学校３年生までのお子さんがいる場合に、第２子、第３子という数え方をしていましたけれども、その年齢制限を撤廃するというものでございます。また、ひとり親世帯に関しましては、第１子から半額、第２子以降無料というような形になります。こちらは歳出予算の説明になっておりますので、市の保育料については歳出予算のほうにはあらわれてこないのですが、保育料につきましても全く同様の考え方で軽減措置を行うものでございます。

次に、「病児・病後児保育」でございます。病気回復期にあるため保育所などに通えない児童などを預かり、保護者の子育てと就労を支援するもので、来年度は、新規に新設を１カ所、定員増を１カ所で行います。

５ページをお願いいたします。ここからは保育支援課と保育運営課の事業になります。28 年の４月から、こども未来局、大きな組織改正というものはないのですけれども、課の名称の変更がございます。保育支援課と保育運営課、２つの課の名称をそれぞれ、「幼保支援課」と「幼保運営課」というふうに名前を変えるものでございます。新制度が始まりまして、幼稚園ですとか幼児教育等についてもこども未来局で取り組まなければいけないというところで、昨年はそのままでしたけれども、28 年度からは幼児教育ですとか幼稚園等についても力を入れていくということでございます。

「民間保育園等給付・助成」ですけれども、民間保育園、認定こども園、小規模保育などに新制度に基づきます給付費の支給をするとともに、運営費の助成を行うものでございます。１番から５番までに記載のとおり、民間保育園の数も非常に多くなりまして、既に、公立保育所の施設の数でもお預かりしているお子さんの数でも、民間さんのほうが今は多いというような状況になってございます。

続いて、「保育士等の確保」でございます。先ほどから要件緩和のお話もございましたけれども、増加する保育士需要などに対応するために、資格取得支援や潜在保育士・看護師の再就職支援を行いますとともに、公立施設における保育従事者の離職防止を図るため、問題事案への相談員を設置するものでございます。公立施設における離職防止の「新規」と書かれたところで、専門の相談員、弁護士の先生と臨床心理士の先生をそれぞれ非常勤でお願いをするというものでございます。

続いて、「保育の質の確保」でございます。量の拡充だけではなくて、先ほどから委員の皆様方からご指摘いただいていますとおり、保育の量の拡充と質の確保は両輪でございまして、質の確保については本当に力を入れていかなければならないというふうに私どもも考えてございます。これにつきましては、今までも、民間施設等に対して巡回指導員を配置していたところですけれども、新たに、看護師の資格を持つ巡回指導員を配置いたしまして、看護師がいない民間施設等の巡回指導を行いますとともに、医療的ケアが必要な児童への対応を試験的に実施するものでございます。

最後になりましたけれども、「多様な保育需要への対応」でございます。保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに合わせまして、さまざまな保育メニューを提供いたしまして、一時預かりの実施施設を 41 カ所に拡充するものでございます。

以上が平成 28 年度こども未来局の主な新規・拡充施策でございます。

以上です。

中澤会長：　ありがとうございました。

ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見などございますでしょうか。

中溝委員：　たびたびすみません、中溝です。子どもルームの整備・運営というところで施設改善 1 カ所とあるんですけれども、もっと増えないのかなと思っております。近くの高学年ルームは冷暖房がありません。子どもたちが真冬でも部屋の中で上着を着て凍えながら過ごしている。今どき、真冬に暖房も全くない状態で過ごしている人たちってどれぐらいいるんだろうと。私たち大人だって快適なエアコンのあるところで会議もしています。これが千葉市さんが考える放課後の遊びや生活の場なんだろうかというようなことは、とてもとても思っています。それはまた個別に要望を上げていこうと思っています。

これが市社協さんへの委託事業でやっていらっしゃるということもわかってはいるのですが、一体どこが責任を持って運営しているのだろうかということは、私、非常に疑問です。保育の質ということでは、指導員さんの質も、うーんと思うところもいっぱいあります。

弁護士会の中で育児についていろいろ語り合おうという会が最近できまして、何回か会合をしています。千葉市さんだけではなく、ほかの市の子育て中の弁護士も集まって話しているんですけれども、その中で、異口同音に「子どもルームはジャングルだ」という発言が出ていて、この中でどう生き抜いていくかみたいな、そういう話をよくしているところでございますので、子どもルームにおける質と、それから生活の場としての整備といいますか、環境の整備というところでも、もう少し現場を見ていただきたいなと思っています。多分私だけではないのではないかと思いますので。これはあくまでも意見でございます。

そうすると、施設改善はもうちょっとたくさんお金がつかないと難しいのかなと。千葉市は予算がない中で、あれもこれもと言って本当に申し訳ないなと思いつつ、これからの未来を担っていく子どもたちなので、ぜひお願いしたいというのが一点です。

もう一つは、こういったいろんな事業が立ち上がっていきますけれども、ぜひ横の連携を持っていただきたいなと思っています。これもルームの中から様子を見ていってというところですけれども、明らかに家庭環境のほうに危うさを持っているなという子がものすごくＳＯＳを出して、「死ね」だとかひどい言葉をガンガン使って、けんかも尋常ではないんです。はさみを振り回したりして、非常に危ういお子さんがいて、「この子、どうしたんだろうな」と思ったら、お父さん、お母さんが夜まで仕事をしていて、９時、10 時にならなければ帰らない。その子はルームを６時まで利用して、自分ひとりで帰って、家に帰ってからずっとひとりでいるというお子さんだというんですね。まさにそれはファミサポとかそういったところの支援を使っていかなければいけないお子さんなんです。多分、お母さんからのニーズがなければルームも対応しないのでしょうけれども、多分、状況を把握しているのはルームさんなので、そこから何か連携をして、そのご家庭にうまいこと働きかけをして、その子がルームを利用した後もちゃんと安全に生活できるようにしていかないと、この子、傾向から

するとひょっとしたら非行に行っちゃうかもしれないという、すごく危うさを抱えているお子さんを見ています。

何か横のつながりがうまくできていかないと、ここでも一つのセーフティーネットですから、その役割を果たせないのではないかと思いますので、ぜひ、横の連携をどうとっていくのかという、多分、ルームに限らないと思いますので、各部署で把握して、「危ういな、ここの家庭、どう支援していこうかな」というように、危うい家庭を発見したときの連携の方法ということもぜひ検討していただければと思います。

中澤会長：　お願いします。

松浦部長：　ご意見、本当にありがとうございます。

まず、施設改善という子どもルームのところですけれども、子ども・子育て支援新制度が始まりまして、小学校、今までの３年生から６年生まで対象が拡大されるということで、本市におきましては、段階的に、今年度は４年生、来年は５年生、再来年は６年生まで拡大をするということで、まずは、現在の既存の施設を有効に活用して、対象とされるお子さんをなるべく多くお預かりしようという方針で整備を進めているところでございまして、正直、高学年ルームにいろいろな課題があるということは、私ども認識をしていて、一つ一つ改善をしていかなければいけないというふうに思っております。来年度からは、高学年ルームでもおやつの提供というものを始めたり、なるべく冷暖房のある図書室を使えるようにということで各学校さんとも交渉をしているところでございます。

また、横の連携というところですけれども、今、本市でも、要保護児童対策地域協議会というところで、いろいろな施設での情報を持ち寄って横の連携をしていかなければいけないという会議はあるのですけれども、なかなかそれがうまく機能していないというようなご指摘ではないかと思っております。そこについては、なるべく実質的なお話し合いができるように、これから情報共有というものをしていかなければいけないと思っております。

中澤会長：　ありがとうございます。

お願いします。

畠山委員：　こども未来局のいろいろな施策を見ていて、今度、幼保支援課ということで名前も変えていただくということですけれども、私立幼稚園等未就園児預かり

事業補助という新しい制度を取り入れていただいたこと、私どもは非常にいいことだと思いまして、これについては本当に感謝申し上げたいと思います。ぜひこの金額を、小さく産んで大きく育てるように、私たちもこの事業について積極的に推進してまいりますので、ぜひまた今後ご配慮のほどをお願いしたいと思います。

それと、幼保小連携・接続推進ですが、新制度がスタートして、これから幼保の連携・接続ということは非常に大きな課題だと思います。小学校の接続をどうしていくかということは非常に大事なことで、石井局長のご提案で始まった幼稚園と保育所・保育園の会議もスタートしました。これをぜひ有効に活用して、石井局長のレガシーをきっちり受け継いでできるようにしたいと思うのですが、それにしては金額が少ないかなというようなことを思いまして、次に引き継がれる方は、ぜひこの辺のところの拡充をお願いしたいと思います。

それから、保育の質の確保ということは、保育園だけでなく、幼稚園でももちろんこれは大事なことで、今、中教審でもアクティブ・ラーニングとかいろんなことが言われていますけれども、その最初の一歩を踏み出す幼稚園においても、そういったことが大事になってくると思います。できれば、こういったところでも、保育士とかと同じように、嘱託の職員、千葉大の附属幼稚園の中澤先生がおられますけれども、ここから出向してもらうとか、ＯＢを嘱託で雇って、幼稚園にもそういうことができたらいいなというふうに感じました。

もう一つは、乏しい財源の中でやっていて、公立の保育所もかなり老朽化したところが出ていますし、前の市長のときには、公立保育所の民営化ということをかなり大きな数を挙げてやっていましたけれども、現在、少しとまってしまっているような感じがするので、ぜひ、この辺のところの民営化の施策についても、もう一歩進めていただけたらと思います。

中澤会長：　お願いします。

松浦部長：　では、ご要望を４点お伺いいたしました。

まず、未就園児預かりの新しい制度につきましては、このような事業を行っている市は全くない、本市が初めてこういった事業に取り組むということで、まずはモデル的に行って、28 年度、検証をしていきたいと思っております。

あと、石井局長の意志を継いでということでは、きちんと、これからのこども未来行政、特に、幼稚園、保育所、公立、民間をあわせて、それぞれの事業

者さんとの意見交換、特に幼保小連携・接続の検討会議につきましては、それぞれの事業者さんのご意見を伺いながら、お互いの立場で施策を新たにつくっていくというような形で進めたいと思っております。

また、公立保育所の民営化等につきましても、現在、老朽化している施設の建てかえについては検討を進めている最中でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

ほかに何かご質問など。お願いします。

小野委員：　里親委託の推進というところですけれども、里親推進も確かに大事なところなので、お願いしたいことなのですけれども、委託された児童の二十歳までの措置延長、それ以降のことでまたお願いしたいと思います。

自立支援するといっても、専門学校とか短大とかになりますと、二十歳過ぎてしまいますと全て里親さんのほうの負担になってしまって、生活費も何も入らないんです。まして、その子どもたちが自立していくのに就職先も少ないですし、また、就職してもすぐに生活できる状態ではないので、今現在、18 歳を過ぎて措置解除になったお子さんも、里親さんのほうが一緒に住んで面倒を見ているという状況です。19 歳の最後の日までで措置延長は切れてしまいますので、学年が２年あるときは、例えば７月生まれのお子さんですと７月で全て打ち切られてしまうんです。そうすると、来年の卒業の３月までは一切支援がないので、そこのところ、また市のほうでも検討していただけたらと思います。

静岡市とか静岡県、あと横浜市などは、大分進んできていまして、学年が終わるまでは面倒を見てくださるということなので、せめてそこまでお願いできたらと思っております。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　お願いします。

伊藤担当課長：　児童相談所です。

まず、20 歳過ぎての延長ということですけれども、児童相談所では、20 歳までのお子さんについては、必要があった場合は全て 20 歳までは措置延長していくというところです。それと、20 歳以降につきましても、20 歳に行くまでの間に、自立支援計画ということで、なるべくその辺の負担がかからないような形で、例えば、生活はどうしていくのか、奨学金は借りるのかとか、そういったことも含めて里親さんと相談しながら進めているというところが現状ですけれども、ただ、20 歳以降につきましては、児童相談所の手から離れてしまいます。

現在、国におきましては、私的契約による20歳から22歳までの引き上げということを検討しているようですので、その動きを見ながら進めていきたいとは思っています。ただ、それ以外の部分につきましては、現在、「ちばこどもおうえんだん」と協議をしながら進めているので、そのあたりの支援、20歳以降の支援の仕方、自立に向けた支援の仕方については、今後、検討していきながら進めていきたいと思っております。

中澤会長：　よろしいでしょうか。

ほかにご意見などございませんでしょうか。

お願いします。

山﨑委員：　特別なことではないのですが、保育の質の確保で、新規事業として、保育士の方６名、栄養士の方１名、それから看護師資格の方１名をもって各保育園を回っていろいろ指導してくれるということで解釈してよろしいわけですよね。ここに収入510万と載っているんです。有料で回るわけではないですよね。おかしいなと思ったんですが。

松浦部長：　「当初予算のあらまし」というもので、私、上の数字のところのご説明を全く省いてしまって大変申し訳ございませんでした。「保育の質の確保」のところの1,869万9,000円は、巡回の指導員を配置するための事業費、歳出の事業費でございます。括弧書きになっております1,358万7,000円が27年度今年度の事業費でございまして、この部分を拡充して予算的にも増やして、今までは保育士資格と栄養士資格を持った職員しかいなかったのですけれども、新たに看護師資格を持った職員を配置しております。括弧書きで書かれました国費、県費、諸収入、市費というのがこの事業費の財源の内訳でございまして、それぞれ国ですとか県ですとかそのほかの財源をもってこの事業を行うということでございますので、この事業に関して、何かお金を払わなければいけないとかそういうものではございません。説明をしなくて申し訳ございませんでした。

山﨑委員：　巡回指導をするのに諸収入とあるから、指導するたびにお金を徴収してここに計上するのかと思ったんですけど、そうではないんですね。

松浦部長：　そういうことではございません。

中澤会長：　よかったです。

よろしいでしょうか。

まず、幼保小の連携でしっかりお金がついたのはよかったかなと私は思って

います。いろんな機会、教育委員会などでお話をするときに、一時、年間のこのお金が 7,000 円だったときがありまして、千葉市はそれでやるのかと思っていたんですけれども。まだまだ少ないのかもしれませんけど、これから多くなっていくのだろうと思います。

あと一つだけ、「子どもの貧困対策の計画策定」というのがありますけれども、計画ですので、これから策定されていくのだと思いますが、恐らく、貧困対策というか、そこから抜けるのは教育をきちんとしていくということだと思いますので、いろんな意味で、遅れがちになりそうな子どもたちへの教育的なサポートというものをどこかへ織り込んでいただければいいかなと思います。

ただ、現実的に難しいのは、そういう子どもたちだけを取り出して何かやるということが可能かどうかという問題もありますので、そこら辺を考えていかなければいけないかなと思いますけれども、これから計画ということですので、何らかの形で対応していただければと思います。これは個人的な意見です。

あとは、先生方、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

報告事項　（２）平成 27 年度設置認可部会の開催状況について

中澤会長：　それでは、報告事項（２）「平成 27 年度設置認可部会の開催状況について」ということで、事務局から説明をいただきたいと思います。

始関課長：　こども企画課の始関でございます。座って報告をさせていただきます。

お配りしてございます資料３をご覧ください。この児童福祉専門分科会の部会で、保育所の整備を行う事業者の運営や管理、施設などの適格性を審査しております設置認可部会の平成 27 年度の開催状況について、ご報告をさせていただきます。

平成 27 年度は、計８回開催をさせていただきまして、２１事業者について審査を実施いたしました。

７月の開催でございますが、「保育所の定員変更を実施する事業者に係る報告」を、また、諮問案件を２件、「保育所の整備（認可化移行）を実施する事業者に係る選定審査」を実施し、６事業者を適格とし、１事業者を不適格に。

２つに、「社会福祉法人設立認可に係る事前審査」について１件の審査を実施し、事業者を不適格として答申いたしました。

次に、９月の開催でございますが、９日には、既存の幼稚園及び保育所が

認定こども園へ移行する際の審査の取り扱いについて審議し、その後、諮問案件を２件、「幼保連携型認定こども園の整備を行う事業者の選定審査」を１件、「幼保連携型認定こども園への移行認可に係る審査」を１件審議し、それぞれ適格といたしました。

９月 28 日と 30 日の開催では、諮問案件を２件、「保育所の整備を行う事業者の選定審査」を３事業者、「保育所の整備（認可化移行）を行う事業者の選定審査」を１事業者、それぞれ審議し、適格といたしました。

次に、10 月開催でございますが、諮問案件を１件、「小規模保育事業の整備を行う事業者の選定審査」を６事業者審議し、適格といたしました。

最後に、２月の開催でございますが、「幼稚園型認定こども園の認定を受ける事業者の選定」についての報告並びに諮問案件を１件、「保育所の整備を行う事業者の選定審査」を１事業者審査し、適格といたしました。

なお、その他といたしまして、平成 27 年度における保育所等の整備結果と平成 28 年度における保育所等の整備計画について、ご報告をいたしました。

以上、設置認可部会の開催状況の報告でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

報告事項　（３）千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例について

中澤会長：　それでは、次に報告事項（３）に移りたいと思います。

千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例について、事務局からご説明をいただきます。お願いします。

秋庭担当課長：　保育支援課の担当課長の秋庭でございます。座って説明させていただきます。

お手元、資料４をご覧ください。幼保連携型以外の認定こども園の認定要件を定める条例の制定等についてでございますが、前回、11 月 17 日のこの場におきまして、パブリックコメント前の状況でございましたが、お諮りさせていただきまして、パブリックコメントをかけまして、その結果、特段意見

なしということでございました。そして、第１回定例会に議案として提出させていただきまして、審議の結果、先週末に議案どおり議決、そして公布されましたので、ご報告いたします。

制定内容につきましては、前回ご説明しているところから特段の変更はございませんので、割愛させていただきます。

一点だけ、このペーパーで下のほうのウの（イ）、懲戒権の濫用禁止の規定の削除のところでございますが、前回のこの場におきまして委員さんからご指摘いただきまして、そもそも児童福祉施設以外に懲戒権というのは付与されているのかというご意見をいただきましたが、すみません、条例の審査のほうが不十分なままこの場にお諮りしてしまいまして、結論としましては、幼保連携型以外の認定こども園につきましては児童福祉施設ではないということになりまして、懲戒権というのは付与されていないということで、その規定というのは原案から削除しております。かわりに、虐待等の禁止の規定というのがございまして、それについて別に定めているところでございます。

さらにつけ加えて申し上げますと、保育所型認定こども園につきましては、児童福祉施設として保育所の認可を受けているということで、そこのところで懲戒権の濫用について網がかかっている。それから、幼稚園型につきましては、幼稚園の認可を受けているということで、学校教育法によりまして、これも懲戒を加えることができるのですが、ただし、体罰を加えることはできない等の規定がございます。問題になるのが地方裁量型、そもそもどこの認可も受けていないというものですが、それにつきましては、今申し上げたとおり、懲戒権はそもそもない。かわりに虐待等の禁止ということで網をかけているというところでございます。

説明は以上です。

中澤会長：　ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

議題　（２）里親認定の適否について【非公開】

報告事項　（４）里親の更新について【非公開】

報告事項　（５）平成 27 年度処遇検討部会の開催状況について【非公開】

その他

中澤会長：　それでは、続きまして、次第の４、その他ですが、事務局から連絡等ございますでしょうか。

始関課長：　こども企画課、始関でございます。私のほうからは、児童福祉専門分科会の平成 28 年度の開催予定につきまして、ご説明をさせていただきます。

平成 28 年度につきましては、５月、10 月、３月の３回を予定してございます。あくまでも現時点での予定でございますので、今後、変更する場合もございますが、あらかじめご了承いただきたいと思います。

議題につきましては、千葉市こどもプランの進捗管理の方法などを予定してございます。

なお、５月の開催につきまして委員の皆様のご予定を確認させていただくために、机上に日程調整表を配付してございますので、恐れ入りますが、３月 29 日、火曜までにご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、正式な開催通知につきましては、日程調整後、改めて送付をさせていただきます。

今年度は、里親認定の適否のほか、条例案などに関しましてご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。また来年度も引き続きまして、皆様の専門的な知識に基づいた意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは、最後に、委員の方からご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定していた議事等は以上で終了となります。皆様のおかげをもちまして、予定どおり円滑に議事を進めることができました。ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

鈴木補佐：　それでは、以上をもちまして、平成27年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。

なお、資料２、５、６、里親関係の資料につきましては、個人情報が含まれておりますので、机の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

以上